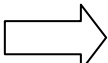


平成24年3月1日以降も 引き続き、
医療機関等の窓口負担は免除となります。

東日本大震災により被災した被保険者・被扶養者については、平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、医療機関等の窓口負担の支払を免除しておりますが、第17回組合会により、免除の期間を平成24年9月30日まで延長することが決定されました。

平成24年3月1日以降は、有効期限が「平成24年9月30日まで」と印字された免除証明書を医療機関等の窓口へ提示していただくようお願いいたします。

一部負担金等免除証明書の有効期限

平成24年2月29日まで  **平成24年9月30日まで**

◎入院時食事療養費 及び 入院時生活療養費 の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

免除証明書に関してご不明な点があれば、健康保険組合までお問い合わせ下さい。